

—委託業務実施上の留意事項—

帯広市

本市の委託業務の履行に当たっては、行政サービスの質を確保するため、関係法令等を遵守した上で、適正かつ効果的に執行するとともに、地域の活性化の面から、雇用の安定や就労の促進、地元業者等の積極的な活用をはかることとしておりますので、この趣旨をご理解の上、次の事項について十分配慮くださいますようお願いいたします。

1 地元業者の活用、地元資材の優先的使用について

委託業務の履行に際しては、各種調達等での地元業者の活用、さらには、地元資材の優先的使用に努めてください。

2 再委託等の取扱いについて

委託業務の一括再委託は契約書で禁止していますが、業務の一部について再委託をしようとする場合には、軽微なものを除き、あらかじめ本市の承諾を得る必要があります。

一部業務の再委託に当たっては、業務内容を明確にするため、再委託に係る請負契約を結ぶとともに、再委託先の労働者に不利益が被らないよう、請負代金の支払いは、なるべく現金で速やかに行い、特に労務賃金に相当する分が確実に労働者に支払われるよう配慮してください。

また、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年労働省告示）に十分留意し、適切な請負事業として実施してください。

なお、再委託を行う際にも地元業者の活用に努めてください。

3 人件費の積算について

本市発注の委託業務における人件費は、行政サービスに関わる業務に従事する労働者の労働条件を確保する観点から、別表「積算根拠一覧」により積算しています。

しかしながら、令和4年度（対象：令和3年度業務）に実施した「委託業務に関する実態調査（以下、「実態調査」といいます。）」では、10業務中、平均支払単価が平均積算単価の9割を下回ったのは5業種あり、特に清掃業務は71.3%、競馬業務は74.2%と他業種と比較し低くなっています。

受託業者においては、市の積算の考え方を踏まえ、適正な水準での人件費等の支払い及び再委託契約をされますよう、より一層の配慮をお願いします。

4 消費税の取扱いについて

本市業務の委託料には、消費税及び地方消費税が含まれていますので、再委託に係る請負契約や各種調達等においても、消費税及び地方消費税額分を適正に上乗せした価格で契約を締結されますよう留意してください。

5 個人情報の取扱いについて

法令等の定めにより、委託業務の履行に際して知り得た個人情報については、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを業務に従事する者に対し周知徹底するとともに、業務の処理上知り得た個人情報について、情報の漏えい、滅失及び毀損の防止とあわせ、個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じてください。

6 労働者の雇用拡大について

地域の雇用機会を確保するため、公共職業安定所と密接な連携をとり、地元労働者及び季節労働者を積極的に雇用するよう配慮してください。

また、パートタイム労働者や契約社員など、いわゆる非正規雇用労働者の処遇改善を促進するための「キャリアアップ助成金」等、雇用の拡大につながる国等の制度も積極的に活用してください。

7 雇用通知書(労働条件通知書)の発行について

労働基準法により、使用者が労働者と労働契約を締結する際には、賃金・労働時間・休日などの労働条件を明確に記載した書面を作成して、労働者に交付しなければなりません。

受託業者においては、貴社の労働者はもとより、再委託がある場合は、その労働者も含めて雇用通知書の完全発行を徹底するよう周知に努めてください。

8 法定労働時間の遵守及び年次有給休暇の付与について

労働基準法に基づき、週 40 時間の法定労働時間を遵守してください。

また、雇い入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した(する予定の)労働者には、年10日の年次有給休暇を付与するとともに、このうち5日は使用者が時季を指定して取得させてください。年次有給休暇の取得に関する規定を設けていない場合には、必ず整備してください。

なお、継続雇用する期間が、6か月未満の季節労働者についても、継続就労月数が3か月以上4か月未満の者には3日程度、4か月以上6か月未満の者には5日程度の有給休暇を付与するよう努めてください。

季節労働者は、その勤務形態から、これらの有給休暇を取得できる期間が短くなることも考えられるため、就労期間中に前倒しで付与するなど、実際に有給休暇が取得できるよう努めてください。

9 法定保険への加入について

労働者の福祉向上のため、必要な法定保険(雇用保険、健康保険、厚生年金等)に加入してください。

10 無期転換ルールへの対応について

無期転換ルールとは、労働契約法に基づき、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者(パートタイマーやアルバイトなどの名称を問わず雇用期間が定められた社員)の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換される制度のことです。

実態調査では、制度自体の認知度は高く、無期転換ルールの対象となる職員から適用の申込みがあった職員は、全て無期労働契約への転換が行われていることが確認されました。

一方で、無期転換ルール対象者への説明や案内をしていない受託業者もあることから、厚生労働省「無期転換ポータルサイト」等を参考に、無期労働契約受入体制の整備及び従業員への制度の周知を徹底するよう努めてください。

なお、無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

厚生労働省 無期転換サイト	検索
-------------------------------	--------------------

11 働き方改革関連法の施行に伴う取組みについて

働き方改革は、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

受託業者においては、**厚生労働省の「働き方改革特設サイト」等を参考に、働き方改革の実現に向けて取組みを進めてください。**

厚生労働省 働き方改革 特設サイト	検索
-----------------------------------	--------------------

【働き方改革関連法 ポイントと施行時期】

- ポイント1：時間外労働の上限規制（月 45 時間、年 360 時間）が順次導入されています。
（施行：平成 31 年 4 月 1 日～ ※中小企業は令和 2 年 4 月 1 日～、建設事業は令和 6 年 4 月 1 日～）
- ポイント2：年次有給休暇の確実な取得（毎年 5 日、時季を指定）が必要です。（2 頁 8 にも記載）
（施行：平成 31 年 4 月 1 日～）
- ポイント3：正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差（基本給や賞与など）は禁止されています。
（施行：令和 2 年 4 月 1 日～ ※中小企業は令和 3 年 4 月 1 日～）

12 障害を理由とする差別の解消の推進について

平成 28 年 4 月 1 日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、事業者は「差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」に努めなければなりません。

法律の施行に伴い、帯広市では職員が適切に対応するための「対応要領」を策定していますので、障害のある人への対応について市職員と同様に「対応要領」の遵守に努めてくださいますようお願いいたします。ただし、所管の主務大臣が定める「対応指針」による対応を妨げるものではありません。

13 多様な性に関する施設利用者への対応について

帯広市では、性のあり方に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現していくため、「多様な性に関する職員ガイドライン」に基づき、多様な性に関する正しい知識の普及と様々な場面の望ましい対応の定着を図っています。受託業者においても、本ガイドラインを参考に、多様な性への理解を深め、窓口・電話での対応や申請書等における性別の取扱い、トイレ・更衣室の利用などについて、適切に対応されますようお願いいたします。

また、LGBT 等の方々に配慮した商品やサービスの提供、事業所内での取組（性的志向、性自認に基づくハラスメントについての社内規定、採用における配慮など）があれば、市の委託事業に関わりなく、市ホームページで事例紹介しますので、掲載希望があれば市民活動課（直通電話 0155-65-4134）までご連絡ください。

[帯広市ホームページ 多様な性に関する職員ガイドライン](#)

[検索](#)

14 暴力団排除の取組みについて

帯広市は、「帯広市暴力団排除条例」を施行し、公共事業等からの暴力団の排除に取り組んでいます。再委託契約や物品調達契約においては暴力団関係事業者の排除に努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力くださいますようお願いいたします。

15 特別徴収の実施について

給与から所得税を源泉徴収している事業主は、原則として、特別徴収義務者として市・道民税を特別徴収することが、地方税法等で義務付けられています。納税者の利便性向上のため、特別徴収の実施をお願いします。帯広市では現在、特別徴収義務者完全指定の取組みを推進しています。手続き等については、市民税課（直通電話 0155-65-4120）にお問合せください。

16 その他

帯広市では、本文書で配慮をお願いしている事項等が適正に実施されているかを確認するため、委託契約を締結した事業者に対して定期的に実態調査を行っておりますので、上記留意事項への配慮と調査へのご協力をよろしく申し上げます。

[別表] 積算根拠一覧 (各単価は、令和5年度中に契約の締結を行う業務に使用する単価です。)

※太枠で囲みのある単価 (ごみ等収集運搬・清掃・設備管理・競馬業務の4業種) は、R1・R3 実態調査において、実際の支払単価が、市の積算単価と比較して 90%未満の低い状態が続いていることが確認されました。賃金の支払水準の改善に、特段のご配慮をお願いします。

ア 二省(国交、農水)設計労務単価(令和5年3月～)

道内主要職種	日額	道内主要職種	日額
特殊作業員	22,800	運転手(一般)	19,200
普通作業員	19,100	土木一般世話役	25,200
軽作業員	16,300	型わく工	25,200
造園工	21,000	大工	27,300
とび工	26,100	左官	26,700
電工	24,300	設備機械工	25,300
鉄筋工	26,300	交通誘導員(A)	16,200
運転手(特殊)	23,400	交通誘導員(B)	13,400

所定労働時間内8時間当たり

イ 建築保全業務労務単価(国交省)(令和5年度)

道内主要職種	日額	道内主要職種	日額
保全技士Ⅰ	22,300	清掃員A	14,600
保全技士Ⅱ	21,000	清掃員B	11,600
保全技士Ⅲ	22,700	清掃員C	10,600
保全技士補	18,700	警備員A	15,100
保全技術員	17,900	警備員B	12,900
保全技術員補	15,500	警備員C	11,400

所定労働時間内8時間当たり

ウ 設計業務委託等技術者単価(国交省)(令和5年度)

技術者の種類	日額	技術者の種類	日額
主任技術者	74,900	技術員	31,600
理事、技師長	70,900	測量主任技師	51,000
主任技師	62,200	測量技師	44,000
技師A	55,200	測量技師補	34,300
技師B	45,300	測量助手	32,200
技師C	35,600	測量補助員	27,000

所定労働時間内8時間当たり

エ 帯広市会計年度任用職員制度の日額相当(令和5年度)

(学歴免許等の資格や経験年数により下表の範囲内で決定され、このほか、一定の要件を満たす場合は期末手当や通勤手当等が加算されます)

職種	日額
事務補助員	7,262
事務員Ⅱ	8,215 ～ 10,664
技能労務員Ⅰ	7,812 ～ 9,106
技能労務員Ⅱ	8,215 ～ 10,044
保育補助	7,386 ～ 7,812
保育士	8,215 ～ 10,881
保健師・看護師等	9,106 ～ 11,889

所定労働時間内7.75時間当たり

オ し尿及び汚水収集運搬業務単価

(令和3年度帯広市事業所雇用実態調査報告書による平均賃金)

技術者の種類	月額	技術者の種類	月額
運転手45歳	300,954	作業員40歳	315,619

カ 保育所職員の本俸基準額等(令和4年4月28日付通知)

「令和4年度における私立保育所の運営に要する費用について」

職種	月額	職種	月額
所長	257,900	保育士	205,530
主任保育士	240,108	調理員	176,200

キ 介護労働実態調査所定内賃金

(公益財団法人介護労働安定センター令和3年度調査結果)

職種	金額	職種	月額
介護職員(月額)	222,756	介護支援専門員	264,577
介護職員(日額)	9,830	理学/作業療法・言語聴覚士	285,685

ク ソフトウェア開発、システム運用、システム管理業務技術者単価

(積算資料2023年3月号を参考)

道内主要職種	金額	道内主要職種	金額
プロジェクトマネージャー	44,400	システム運用技術者1	37,650
システムエンジニア1	39,400	システム運用技術者2	28,800
システムエンジニア2	33,750	システム管理技術者2	40,200
プログラマー	30,450	システム管理技術者3	34,300

所定労働時間内8時間当たり

ケ 北海道運輸局公示(平成26年3月27日第127号)

		上限額	下限額	
運賃	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	170	120
		中型車	150	100
		小型車	120	90
料金	時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	6,130	4,250
		中型車	5,180	3,580
		小型車	4,450	3,080
料金	交替運転者 配置料金	キロ制料金(1kmあたり)	20	10
		時間制料金(1時間あたり)	2,730	1,890
	深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増以内		
特殊車両割増料金		運賃の5割増以内		

■実際の支払い単価が市の積算単価と比較して 90%未満の低い状態が続いている職種

- ごみ等収集運搬
 - ➔ 運転手45歳、作業員40歳
- 清掃
 - ➔ 清掃員B・C
- 設備管理
 - ➔ 保全技士補、保全技術員、保全技術員補
- 競馬業務
 - ➔ 警備員C